

オンライン届出・オンライン予約に関する 手続の流れ・よくある問合せについて

1 手続の流れ

- [\(1\) 景観アドバイザーによる事前相談の申込をする。](#)
- [\(2\) 景観法に基づく届出書・変更届出書/通知書を提出する。](#)
- [\(3\) 豊田市景観条例に基づく完了報告書を提出する。](#)

2 よくある問合せ

- [\(1\) 添付できるデータ容量について](#)
- [\(2\) 添付データの容量が大きく、添付できない場合](#)
- [\(3\) 添付できるデータ形式について](#)
- [\(4\) パソコンやスマートフォンで事前相談の予約ができない場合](#)
- [\(5\) 事前相談をWEB会議形式ではなく対面形式で行いたい場合](#)
- [\(6\) 紙媒体による届出等について](#)
- [\(7\) 提出した届出書・添付資料の内容に誤りがあり訂正したい場合](#)

1 手続の流れ

(1) 景観アドバイザーによる事前相談の申込をする。

STEP 1 専用フォームから相談日を決める。

豊田市ホームページ「豊田市景観計画」にある「景観アドバイザーによる事前相談予約」フォームから、事前相談をしたい日時を選択し、事前相談時に使用する資料データを添付して申込をします。

STEP 2 開催案内メールが届く。

豊田市から景観アドバイザーによる事前相談会の開催案内メールが届きます。そのメールにWEB会議システム「Zoom」に関連した開催案内URLがあるため、確認します。

STEP 3 相談日時に開催案内メールにあるURLを開き、相談する。

相談日時にSTEP 2のメールにある開催案内URLを開き、WEB会議システム「Zoom」を開きます。
豊田市と映像・音声繋がるため、資料を用いて景観に関する相談をします。

(2) 景観法に基づく届出書・変更届出書/通知書を提出する。

STEP 1 専用フォームから届出等を行う。(工事着手30日前まで)
豊田市ホームページ「豊田市景観計画」にある「景観法に基づく届出、通知」などのフォームから、提出資料データをシステムで送付します。

STEP 2 受付に関するメールが届く。
豊田市から届出の正式な受付に関するメールが届きます。
補正が必要な場合は別途連絡がありますので、内容を確認し補正したデータを再送付等します。

STEP 3 届出書に関する指導・助言書が送付される。
STEP 1の提出時に入力した連絡先に届出書に関する指導・助言書等が送付されるため、受け取ります。
指導・助言書等を受け取った時点で届出した行為に関する工事を開始することができます。
なお、開発行為等の場合は指導・助言書が発行されません。
届出受理に関するお知らせをいたしますので、お知らせを受け取った時点で届出した行為に関する工事を開始することができます。

(3) 豊田市景観条例に基づく完了報告書を提出する。

STEP 1 専用フォームから完了報告を行う。(工事完了後2週間以内)
豊田市ホームページ「豊田市景観計画」にある「豊田市景観条例に基づく完了報告」フォームから、提出資料データをシステムで送付します。

STEP 2 受付に関するメールが届く。
豊田市から届出の正式な受付に関するメールが届きます。
補正が必要な場合は別途連絡がありますので、内容を確認し補正したデータを再送付します。
手続としては、以上です。

2 よくある問合せ

- (1) 添付できるデータ容量について
一回の届出で添付できるデータ容量は200MBまでです。
1ファイルあたりの上限は10MBです。
できるだけPDFデータファイル形式に1つにまとめてください。
- (2) 添付データの容量が大きく、添付できない場合
別途Eメールで添付できなかったデータを豊田市建築相談課メールアドレス（keikan@city.toyota.aichi.jp）に送付してください。なお、メールの本文に「容量が大きいため、未添付の残りデータを送付する」旨を記載してください。
- (3) 添付できるデータ形式について
システムで添付できるデータ形式は以下のとおりです。
PDFデータファイル形式での添付を推奨しています。
pdf、docx、jpeg、jpg、pptx、xlsx
- (4) パソコンやスマートフォンで事前相談の予約ができない場合
電話での予約も受け付けています。豊田市建築相談課（0565-34-6649）に電話し、予約をしてください。
- (5) 事前相談をWEB会議形式ではなく対面形式で行いたい場合
対面形式での事前相談も可能です。事前相談前にEメールで「事前相談を対面形式で行いたい」旨を豊田市建築相談課メールアドレス（keikan@city.toyota.aichi.jp）に送付してください。相談日当日は、相談時間前に豊田市役所建築相談課（本庁西庁舎4階）へお越しください。
- (6) 紙媒体による届出等について
紙媒体による届出等も受付をしています。オンライン届出等ができない場合は、紙の届出等を行ってください。
- (7) 提出した届出書・添付資料の内容に誤りがあり訂正したい場合
別途Eメールで「資料に誤りがあり、訂正したい」旨を豊田市建築相談課メールアドレス（keikan@city.toyota.aichi.jp）に送付してください。システム上で改めて資料が添付できるように手続を行います。